

○財務省告示第二百二十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年三月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第三百二  
十六回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項、財政運  
の法律及びそ 営に必要なる財源の確保を  
め公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百一  
号）第二条第一項及び第四条第  
一項及び東日本大震災からの復  
興のための施策を実施するため  
に必要なる財源の確保に関する特  
別措置法（平成二十三年法律第  
百十七号）第六十九条第四項並  
びに特別会計に関する法律（平  
成十九年法律第二十三号）第  
十六条第一項  
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競

	六					五
	イ			ハ	ロ	イ
	発					方募
	入	行	争	非	者	特
	札	格	入	入	・	国
	発	行	札	格	第	債
	行	争	発	競	I	市
	争	額	競	競	加	場
	額					

つ定う額  
 いにち面  
 て基、金  
 はづ財額  
 、き政で  
 額発法二  
 面行第兆  
 金額した四  
 五千  
 八  
 十  
 二  
 億  
 円

込募各割各当も各  
 み限度債市場特別参加者ごとの  
 応募額の範囲内において各申  
 込募各割各当も各  
 み限度債市場特別参加者ごとの  
 応募額の範囲内において各申  
 込募各割各当も各  
 み限度債市場特別参加者ごとの  
 応募額の範囲内において各申

争入札と同時に競争入札において  
 あつて、価格競争入札において  
 定められた利率をその利率と  
 し、価格競争入札において募入  
 の決定を受けた各申込みの応募  
 の格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「非  
 競争入札発行」という。）及び  
 格競争入札と同時に行われる  
 札であつて、財務大臣が各  
 市場特別参加者ごとに発行（第  
 額を定める市場特別参加者  
 下「国債市場特別参加者・第  
 非価格競争入札発行」という。）





十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の第二期利子

平成二十五年三月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十七年三月十五日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期において	毎年三月十五日及び九月十五日
-------------	---------------	------	-------------	-------------	---------	----------------	------------------	----------------

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$